

協定の概要

1 理念

(1) 市、事業者の役割

市は、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会、安全・安心社会の実現に向けた施策の策定及び実施に努めるほか、事業者の環境取組に対する助言や市民への紹介等の支援を実施し、事業者は、環境負荷の低減に努めるとともに、市の施策に協力する。

2 環境に配慮した取組の推進

(1) 環境管理体制の構築

事業者は、環境に配慮した取組を推進するために環境管理体制を構築する。

(2) 取組計画の策定等

事業者は、温室効果ガス及び化学物質の排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、推進に努め、取組状況を環境報告書等により自ら公表する。

(3) 従業員への環境教育

事業者は、従業員への環境教育の充実に努める。

(4) 環境に配慮した自動車利用

事業者は、事業活動において環境に配慮した自動車利用に努める。また、エコドライブや公共交通機関の利用などの環境に配慮した自動車利用について従業員への普及啓発に努める。

(5) 関連事業者への普及啓発

事業者は、環境に配慮した取組内容や環境負荷の低減について関連事業者への普及啓発に努める。

(6) 緑化の推進

事業者は、事業所等の緑化に努める。

(7) 生物多様性保全の推進

事業者は、生物多様性保全に配慮した取組の推進に努める。

(8) 事業者の取組に対する市の助言等

市は、事業者が取組計画を策定する場合は、助言、情報提供等に努める。

(9) 事業者間の情報交換の促進

市は、環境の保全を推進する協定を締結した事業者が相互に環境に係る情報交換ができる機会を設ける。

3 市民の安全・安心で快適な生活環境の確保

(1) 環境保全体制の整備

事業者は、環境汚染の未然防止等を適切に行うための環境保全体制を整備する。

(2) 協定値の設定及び遵守

事業者は、環境汚染の未然防止のため、事業活動に伴う環境対策について市と協議して協定値を定め、遵守状況を市に報告するとともに、自ら環境報告書等により公表する。また、協定値を超過した場合は、対策を講じ、市に報告する。

(3) 環境汚染の把握及び改善

事業者は、事業活動に伴う環境汚染の把握に努めるとともに、汚染が確認された場合は改善対策を実施する。

(4) 新たな環境汚染の未然防止

事業者は、新たな環境汚染が発生しないよう未然防止に努める。

(5) 大規模事業又は新規事業に係る事前協議

事業者は、市内で大規模事業又は新規事業を行おうとする場合は、環境保全に関し、あらかじめ市と協議し、市は環境保全に係る意見を述べることができる。

(6) 緊急時等の訓練

事業者は、緊急時又は災害時の環境汚染を未然に防止するために、訓練を定期的に実施し、その結果を記録する。

(7) 事業所周辺住民への情報提供

事業者は、事業所周辺の住民へ事業内容や環境保全対策等の情報提供を積極的に行い、透明性及び信頼性を確保し、定期的な情報交換の機会を設けるよう努める。また、事故等で周辺住民の生活環境に影響が生ずるおそれがある場合は、事業所周辺住民への情報提供に努める。

(8) 環境美化活動等への協力

事業者は、事業所周辺の地域で取り組む環境美化活動等に協力に努める。

(9) 環境保全対策への協力

市は、事業者の環境保全対策を積極的に指導し、協力する。事業者が周辺住民と情報交換の機会を設けた場合は、参加、助言等をするとともに、事業所周辺の住民と事業者との定期的な情報交換の機会を設けるよう努める。